

保育所での与薬について

薬を飲ませることは医療行為にあたり、保育所がお子さんにくすりを飲ませることは本来望ましいものではありません。しかしながら、ご家庭の事情等で必要、やむを得ない場合には、保護者に代わって与薬しているのが現状です。

保育所における与薬に際しては、保護者や医師の協力を欠くことができません。下記の諸事項はひとえにお子さんの健康と生命を守るという観点に沿ったものでございますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 病気の時は、お子さんの体調・症状に応じて家庭で静養してください。必要な場合は、医療機関に受診して登園が可能かどうかを診てもらってください。
主治医の診察を受けるときは、お子様が、〇時から〇時まで保育所に通っていること、保育所では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。
- 2 お子さんの薬は、保護者が来園して与えていただくことが原則ですが、次に該当する場合は、保護者と保育所側で話し合いのうえ、保護者の同意のもとに保育所の担当者が保護者に代わって与薬することとします。
 - ① 病気の予防・治療のため、一定期間在園中に与薬が必要な場合で、保護者が勤務の都合等で与薬のために来園できない場合
 - ② 慢性の病気があり、在園中に与薬が必要な場合
- 3 以下の場合は、保育所での与薬はできません。
 - ① 「咳がでたら・・・」「熱がでたら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断してあたえなければならない場合
 - ② 保護者の個人的な判断で持参したくすり（市販のもの・過去に処方されたものなど）
- 4 坐薬の取り扱いとは原則として行いません。ただし、必要に応じて、坐薬を園でお預かりすることは可能ですのでご相談ください。※ダイアップ使用承諾書及び使用要綱説明書に署名と押印をしていただきます。
- 5 保育所での与薬に関しては以下の事にご協力ください。
 - ① お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したくすりを与薬します。
 - ② 「与薬依頼書」を毎回必ず添付してください。「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。
 - ③ 保育所で使用するくすりは、1回分ずつに分けて当日分のみをご用意ください。（シロップ剤や水剤は、清潔な小さな容器に1回分を入れてをご用意ください）
 - ④ 袋や容器にお子さんの氏名を必ず記入してください。
- 6 お子さんの病気・症状によっては、保育所での対応の参考とするため、保育所関係者が保護者とともに主治医と面談させていただく場合があります。
以上の点をご承諾のうえ、与薬の依頼をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

与薬依頼票兼投薬同意書

K ランド保育園 殿

下記の児童について、医師の診察を受けたところ、下記の保護者記入欄の内容の通りの指示がありましたので、私に代わって保育所での与薬をお願いいたします。

- ① 医師が処方した薬です。
- ② 薬は一回分ずつに分けています。当日分のみ持参しました。
- ③ 薬の袋や容器に子どもの氏名を明記しています。

<保護者確認事項>

下記の保護者記入欄の内容は、正確であり、記入漏れはありません。

下記児童の症状等により、緊急連絡表に基づいて保護者等に連絡することを承諾します。

下記児童の症状等により主治医等関係者に必要な事項を連絡・照会する事を承諾します。

なお、与薬に伴い生じた一切の結果に関する すべての責任は私が負うものとし、与薬に関わった者の責任を問うことはありません。

[保護者名] _____ ⑩ _____ [連絡先] _____

[園児名] _____ (現在 歳 ヶ月)

保管	室温 ・ 冷蔵庫 ・ その他
薬の内容	水薬 ・ 粉薬 ・ 外用薬
使用時間	昼食前 ・ 昼食後 ・ おやつ前 ・ おやつ後 その他 ()
外用薬等の 使用法	
与薬期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

●投薬記録●

預けた日	/	/	/	/	/	/	/
保護者印							
預かった職員							
飲ませた職員							
責任者印							

- 薬剤情報提供書がある場合には、本紙と併せて登園時にご提出ください。
- 投薬変更時は、その都度与薬依頼票をご記入、ご提出ください。
- 与薬依頼票がない場合、こちらでの投薬は出来ませんので夕方お持ち帰りとしてさせていただきます。
- 投薬期間が変更になりましたら、職員まで声をおかけください。